

# 始まります 確定申告

所得税の確定申告及び住民税(道町民税)の申告受付を次の日程で行います。  
お早めにご申告ください。



申告相談期間 2月16日火～3月15日火

注

土地や建物、株式を売って譲渡所得がある方や、事業所得がある方は、帯広税務署(帯広市西5条南6丁目1番地)で申告していただきますようお願いします。

## 会場

### 役場庁舎 A会議室

(役場庁舎2階 西側会議室)

## 時間

平日 9:00～11:30、13:00～16:00

申告会場は大変混雑し、状況により長時間お待ちいただく場合があります。

ご自宅で国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「e-Tax(電子申告)」を利用していただけますと、簡単に電子申告または申告書の作成ができますので、ぜひご利用ください。

### 【申告の際に持参するもの】

- ①印鑑
- ②収入及び支出を明らかにできるもの
  - 給与や年金の源泉徴収票・支払調書、社会保険料控除証明書、生命保険料などの控除証明書など
- ③還付申告の場合、口座番号等がわかるもの
  - 本人名義のもの

### 【申告書の提出が必要な方(主なもの)】

- ◇給与のほかに20万円を超える所得がある方
- ◇2か所以上から給与収入がある方
- ◇事業所得や不動産所得のある方
- ◇土地・建物を譲渡した方
- ◇公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた残額がある方

日付	受付行政区
2月16日火	1・2区
2月17日水	3区
2月18日木	4・5・6区
2月19日金	7・8区
2月22日月	9・10・12・13・14区
2月23日火	11・16区・その他
2月24日水	15区・ぬかびら・幌加・三股
2月25日木 以降	全行政区

※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、この場合であっても、所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

また、源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるときや、公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは、住民税の申告が必要です。

※平成27年中に所得がなかった方や、所得が一定額以下のため住民税が課税されない方であっても、所得・課税証明書の発行や国民健康保険などの制度のため、住民税の申告が必要となる場合があります。

※お問い合わせは、帯広税務署(☎0155-24-2161)または町民課賦課担当(☎2-2111内線528)まで

# 無事です 表示板

## 1区町内会 を活用した 防災意識調査

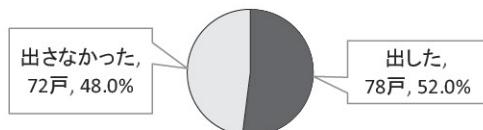


1区町内会では、まちづくり活動支援事業を活用し、地域自主防災意識向上に関する調査を行うため、災害時等に安否確認用として掲示する「無事です」表示板を各戸に配布し、その有効性についてアンケートを行いました。

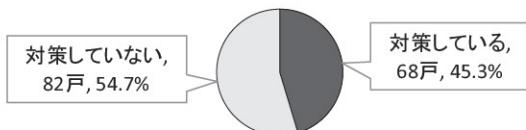
### ▼アンケート結果(一部抜粋)▼

アンケート用紙配布:167戸  
回収:150戸 回収率:89.82%

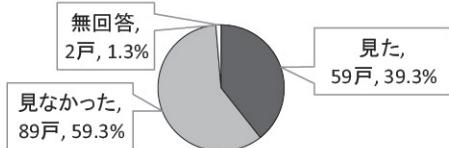
- ◆9月1日の防災の日に訓練のため、表示板を出しましたか。



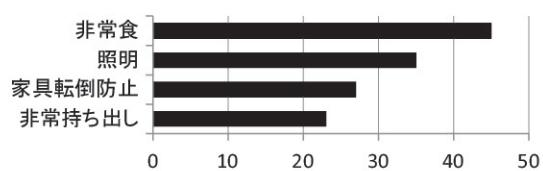
- ◆災害に備えて何か対策をしていますか。



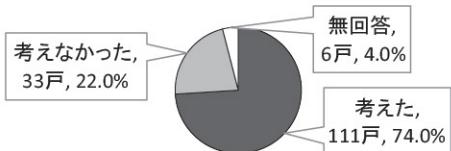
- ◆近所の家で出しているのを見ましたか。



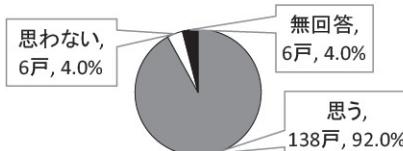
- ◆対策していることは何ですか。(複数回答)



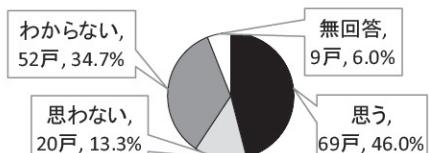
- ◆配布された表示板を受け取って、以前より防災のことを考えましたか。



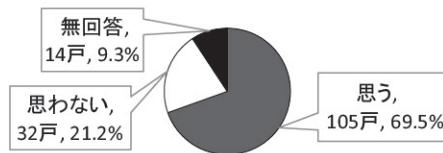
- ◆今後対策をしたいと思っていますか。



- ◆表示板が機能しない災害があると思いますか。



- ◆町内会単位での防災組織が必要だと思いますか。



### ご意見など

- 災害時に「表示板」が出ていない家庭に、誰がどのように対応してくれるのかが分かりません。  
○いつ、どの場所に、いつまでに出すのか、誰が確認するのか、出すことができない状態であればどうしたらよいのか、実際に活用する場合は事前に確認が必要。

- 年に1回、実際に避難場所に行ってみることがあってもよいのでは。  
○自主防災組織は、行政区によって人数が違い、必ずしも行政区単位にこだわらず組織していくことも検討する必要があると思います。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4290)まで